

第三セクター等の経営健全化について

総務省自治財政局公営企業課

平成27年 4 月16日

第三セクター等の役割

公共性と企業性を併せ持つ第三セクター等は、地域において住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担っている一方で、経営が著しく悪化した場合には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。

「平成26年8月5日付け大臣通知(第三セクター等の経営健全化の推進等について)」

＜地方公社及び第三セクターの規模と業務＞(平成26年「第三セクター等の状況に関する調査」より)

- 法人数 7,745法人(平成26年3月31日)
- 出資総額 約6兆6,539億円(うち、地方公共団体出資額 約4兆6,318億円)(同上)
- 役職員数 29万4,816人(同上)
- 経常収入 約5兆5,734億円(法人の平成25年度決算)
- 資産総額 約26兆3,658億円(同上)

※1「法人数」「出資総額」及び「役職員数」は、地方公共団体が出資する法人(社団・財団・会社法法人)、地方三公社(地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社)及び地方独立行政法人について計上(特別法で設置されている法人や広範囲で活動する金融機関、電力会社・ガス会社等を除く。)

※2「経常収入」及び「資産総額」は地方公共団体が25%以上出資している法人及び財政的支援を受けている法人のみ計上。

第三セクター等の法人数・出資額

○下表の社団法人・財団法人及び会社法法人は、地方公共団体が出資又は出えんを行っている法人である。

○平成26年3月31日現在（平成26年第三セクター等の状況に関する調査（総務省公営企業課））より

（単位：百万円）

区分	26年度調査			25年度調査		
	法人数	出資総額	うち地方公共団体等出資額	法人数	出資総額	うち地方公共団体等出資額
第三セクター	6,730	4,200,132	2,178,046	6,971	4,259,034	2,237,126
社団法人・財団法人	3,228	1,056,797	724,800	3,456	1,098,060	748,507
会社法法人	3,502	3,143,335	1,453,245	3,515	3,160,974	1,488,618
地方三公社	904	1,110,468	1,110,468	981	1,136,252	1,136,252
地方住宅供給公社	47	2,560	2,560	49	2,570	2,570
地方道路公社	35	1,100,179	1,100,179	36	1,125,491	1,125,491
土地開発公社	822	7,730	7,730	896	8,190	8,190
第三セクター及び地方三公社	7,634	5,310,601	3,288,514	7,952	5,395,285	3,373,377
地方独立行政法人	111	1,343,256	1,343,256	104	1,279,198	1,279,198
総計	7,745	6,653,857	4,631,770	8,056	6,674,484	4,652,576

（単位：法人数）

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
第三セクター等	10,111	9,947	9,609	9,208	9,007	8,899	8,729	8,618	8,484	8,308	8,056	7,745
社団・財団法人	4,636	4,534	4,390	4,183	4,051	3,973	3,863	3,813	3,723	3,616	3,456	3,228
会社法（商法）法人	3,821	3,823	3,827	3,790	3,724	3,713	3,672	3,626	3,594	3,565	3,515	3,502
地方三公社	1,654	1,590	1,392	1,227	1,205	1,175	1,150	1,117	1,084	1,033	981	904
地方独立行政法人	0	0	0	8	27	38	44	62	83	94	104	111

第三セクター等の経営状況

(1) 経常収支の状況

(単位：百万円)

区分	26年度調査		
	法人数	構成比	金額
第三セクター計	5,465		155,904
(黒字法人)	3,320	60.8%	210,508
(赤字法人)	2,145	39.2%	▲ 54,604
社団法人・財団法人	3,009		30,025
(当期正味財産増加法人)	1,610	53.5%	60,501
(当期正味財産減少法人)	1,399	46.5%	▲ 30,476
会社法法人	2,456		125,879
(経常黒字法人)	1,710	69.6%	150,006
(経常赤字法人)	746	30.4%	▲ 24,128
地方三公社	899		▲ 2,466
(経常黒字法人)	500	55.6%	42,991
(経常赤字法人)	399	44.4%	▲ 45,457
地方住宅供給公社	44		24,259
(経常黒字法人)	31	70.5%	25,390
(経常赤字法人)	13	29.5%	▲ 1,131
地方道路公社	35		▲ 24,970
(経常黒字法人)	31	88.6%	6,062
(経常赤字法人)	4	11.4%	▲ 31,033
土地開発公社	820		▲ 1,755
(経常黒字法人)	438	53.4%	11,538
(経常赤字法人)	382	46.6%	▲ 13,294
第三セクター及び地方三公社	6,364		153,437
(経常黒字法人)	3,820	60.0%	253,498
(経常赤字法人)	2,544	40.0%	▲ 100,061
地方独立行政法人	111		27,345
(経常黒字法人)	92	82.9%	29,359
(経常赤字法人)	19	17.1%	▲ 2,014
総計	6,475		180,783
(黒字法人)	3,912	60.4%	282,857
(赤字法人)	2,563	39.6%	▲ 102,075
(参考) 25年度調査 総計	6,787		206,485
(黒字法人)	4,068	59.9%	282,005
(赤字法人)	2,719	40.1%	▲ 75,520

(2) 資産・債務の状況

(単位：百万円)

区分	全体法人数	26年度調査		
		法人数	構成比	純資産額 又は 正味財産額
第三セクター計	5,465	5,232	95.7%	4,918,178
(資産超過)				
(債務超過)		233	4.3%	▲ 136,238
社団法人・財団法人	3,009	2,979	99.0%	2,395,872
(資産超過)				
(債務超過)		30	1.0%	▲ 15,070
会社法法人	2,456	2,253	91.7%	2,522,306
(資産超過)				
(債務超過)		203	8.3%	▲ 121,168
地方三公社	899	850	94.5%	2,294,649
(資産超過)				
(債務超過)		49	5.5%	▲ 77,061
地方住宅供給公社	44	38	86.4%	643,605
(資産超過)				
(債務超過)		6	13.6%	▲ 16,698
地方道路公社	35	32	91.4%	1,160,358
(資産超過)				
(債務超過)		3	8.6%	▲ 6,531
土地開発公社	820	780	95.1%	490,686
(資産超過)				
(債務超過)		40	4.9%	▲ 53,831
第三セクター及び地方三公社	6,364	6,082	95.6%	7,212,827
(資産超過)				
(債務超過)		282	4.4%	▲ 213,298
地方独立行政法人	111	109	98.2%	1,339,097
(資産超過)				
(債務超過)		2	1.8%	▲ 175
総計	6,475	6,191	95.6%	8,551,924
(資産超過)				
(債務超過)		284	4.4%	▲ 213,473
(参考) 25年度調査 総計	6,787	6,472	95.4%	8,312,233
(資産超過)				
(債務超過)		315	4.6%	▲ 271,259

※表中の社団法人・財団法人及び会社法法人は、地方公共団体が出資又は出えんを行っている法人のうち、

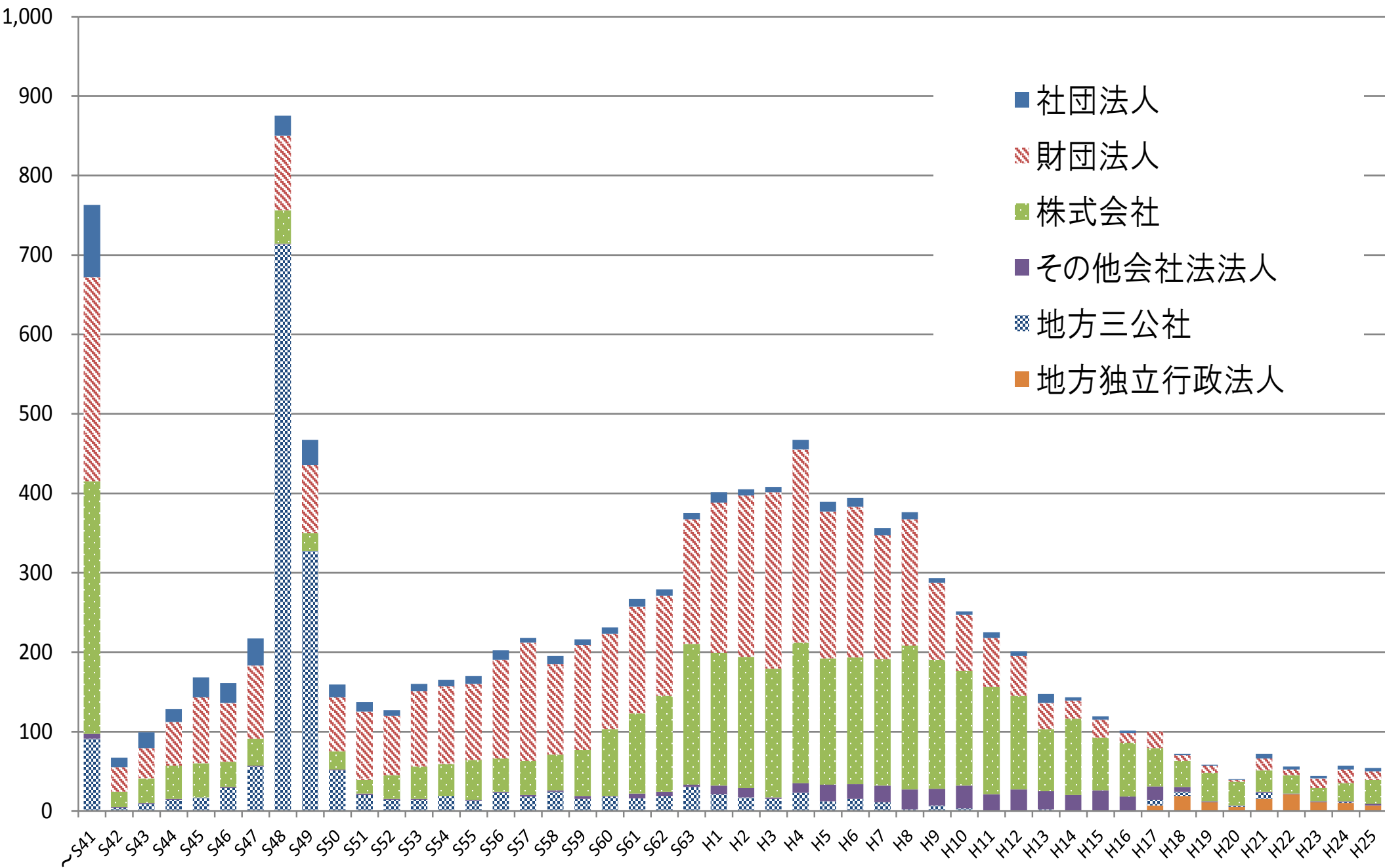
- ①地方公共団体の出資比率が25%以上の法人、
- ②地方公共団体の出資比率が25%未満であるが財政的支援(補助金、貸付金、損失補償)を受けている法人の合計。

※「平成26年度第三セクター等の状況に関する調査」より

第三セクター等の年次別設立数

第三セクター等の年次別設立数

(法人数)



「第三セクター等の抜本的改革」(平成21年度～平成25年度)

趣旨・背景

第三セクター等の経営悪化や、地方公共団体財政健全化法の全面施行(平成21年度以降)により第三セクター等に係る債務等が健全化指標で捕捉されるようになったこと等を踏まえ、第三セクター、地方公社及び公営企業の抜本的改革について、先送りをすることなく早期に取り組み、将来的な財政負担の明確化と計画的な削減に取り組むことが求められた。



- 「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」(平成21年6月23日付け総務省自治財政局長通知)等により、平成21年度から25年度までの間に、「第三セクター等改革推進債」も活用した第三セクター等の存廃を含めた抜本的改革への集中的かつ積極的な取組を要請。

第三セクター・地方公社の抜本改革

平成21年度から25年度までの間に、基本的にすべての第三セクター等を対象として、必要な検討を行い、第三セクター等改革推進債も活用し、存廃を含めた抜本的改革を集中的に行うことを要請(「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」(平成21年6月総務省自治財政局長通知))。

<主な要請内容>

- 現在、第三セクター等が行う事業の意義(公益性)、採算性、事業手法等についての検討
- 抜本的改革を行うに当たっての情報開示の徹底による責任の明確化、議会の関与等
- 存続する第三セクター等の指導監督等(地方公共団体による経営状況の把握、議会への説明と住民への情報公開、経営責任の明確化、公的支援の限定(特に損失補償は行うべきではない)、資金調達はプロジェクト・ファイナンスの考え方を基本とするべき等)

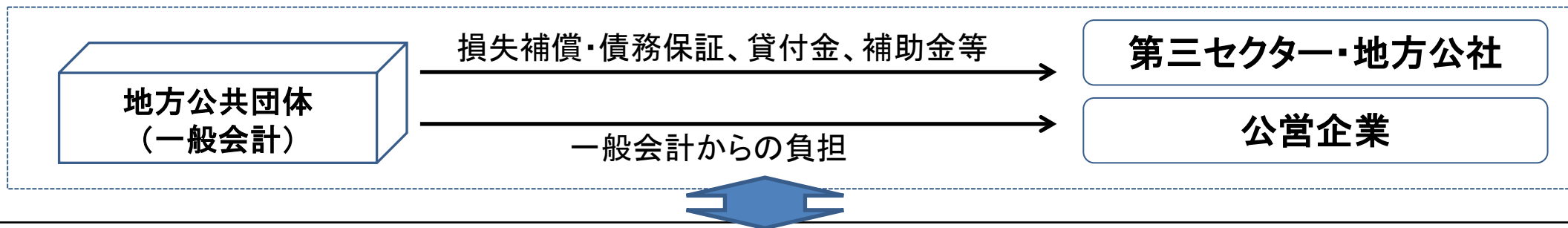
公営企業の抜本改革

第三セクター・地方公社と同様、平成21年度から25年度までの間に、第三セクター等改革推進債の活用も念頭において、抜本的改革の推進を集中的に行うことを要請(「公営企業の経営に当たっての留意事項について」平成21年7月総務省自治財政局公営企業課長等通知)。

- 平成21年3月、「経済財政改革の基本方針2008」等を踏まえ、第三セクター等の整理又は再生を円滑に実施することができるよう、地方財政法の一部改正により「第三セクター等改革推進債」を創設(平成21年度から25年度までの間の特例措置(地方財政法改正(平成26年4月1日施行)により、経過措置が講じられる。))。

第三セクター等改革推進債の意義・概要

- 地方公共団体(一般会計)にとって第三セクター等の経営悪化は財政運営上の大きな負担・リスク



- 第三セクター等の整理・再生を行った場合、以下の経費(A)を地方公共団体が一時に負担しなければならない。

- 第三セクター・地方公社の損失補償・債務保証や貸付金(当該年度に償還されなくなるもの)の整理
 - 地方公営企業の債務や職員の退職金、施設・設備の原状回復等に要する経費
- (A)

⇒ 地方公共団体は一時に多額の負担に対応できず、第三セクター等の整理・再生を行うことができない。

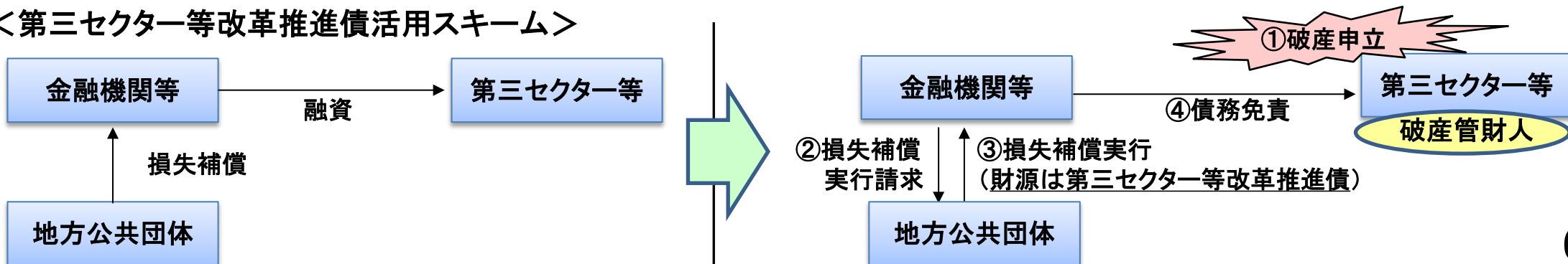
地方財政法を改正し(第33条の5の7)第三セクター等改革推進債を創設、上記(A)の経費を特例的に地方債の対象とする。

⇒ 地方公共団体は負担の平準化(基本10年)が可能となり、第三セクター等の整理・再生が可能となる。

<第三セクター等改革推進債の概要>

- 上記(A)の経費を対象とする特別の地方債(充当率100%・償還は10年以内を基本とする)
- 平成21年度から平成25年度までの特例措置(経過措置対象団体は平成28年度まで)

<第三セクター等改革推進債活用スキーム>



第三セクター等の抜本的改革の成果と課題①

<第三セクター等の抜本的改革の評価>

- 平成21年度から進めている第三セクター等の抜本的改革は、全国的に見れば、地方公共団体による財政支援の大幅な減少、赤字法人や債務超過法人の整理等、相当の成果があがっている。
- 第三セクター等改革推進債は、平成25年度までに200件弱、約1兆円の許可が行われる等、有効に活用されている(平成28年度まで経過措置が講じられており、18団体の20計画が経過措置の対象として承認されている。)
- 採算性を失っている等の状況にある第三セクター等も一部には存在している。

○第三セクター等の抜本的改革の進捗状況

(単位:億円、法人)

	H20年度	H25年度	増減率 (H20→H25)
地方公共団体の損失補償・債務保証額	74,784.0	40,783.7	-45.5%
借入額	168,412.5	108,993.2	-35.3%
地方公共団体からの借入額	46,362.2	42,445.8	-8.4%
地方公共団体以外からの借入額	122,050.4	66,547.4	-45.5%
地方公共団体からの補助金等交付額	4,378.8	2,688.3	-38.6%
法人数(総数)	8,685	7,634	-12.1%
経常赤字法人数	2,783	2,544	-8.6%
債務超過法人数	409	282	-31.1%

※各年度の「第三セクター等の状況に関する調査」(公営企業課)による。

※地方公共団体が出資又は出えんを行っている社団法人、財団法人及び会社法法人と地方三公社の状況である(特別法に基づき設立された法人等を除く。)

※「経常赤字法人数」「債務超過法人数」は地方公共団体の出資比率が25%未満かつ財政援助を行っていない法人を除く。

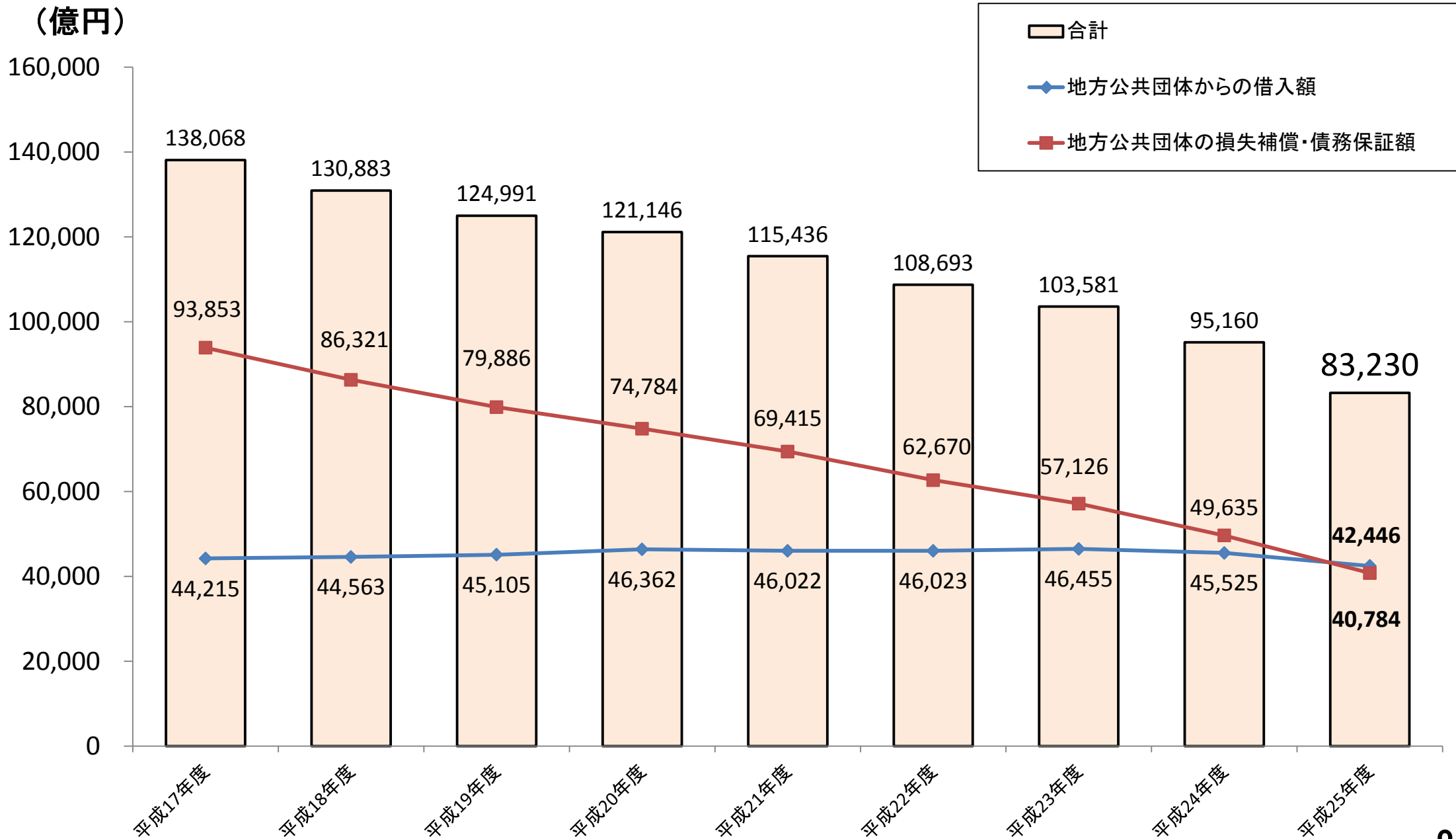
※「法人数(総数)」は各年度末時点の数であり、それ以外は各年度末直近の財務諸表による。

○第三セクター等改革推進債の許可額(平成21年度～平成25年度の累計)

196件・9,536億円 (第三セクター 31件・1,430億円、地方公社 131件・7,085億円、公営企業 34件・1,020億円)

第三セクター等の抜本的改革の成果と課題②

○第三セクター・地方公社に対する地方公共団体の損失補償・債務保証等の推移



「第三セクター等の抜本的改革」の取組状況(平成26年5月末)

対象:地方公共団体が財政的支援を行っている1,737法人

(平成26年5月末日現在・「第三セクター等の抜本的改革に係る取組状況調査」より。)

現状	計	財政的リスク等を含めて議会等に説明済み	現状を議会等に説明済み(財政的リスクは説明せず)	議会等に対して特段の説明を行わず	(参考)
					H25.5.31現在
①抜本的改革実施(実施予定)	206 11.9%	30	153	23	272 14.1%
②存続方針(財政的リスク対応可能)	892 51.4%	98	665	129	885 45.9%
③存続方針(財政的リスク対応困難・財政的リスク不明)	65 3.7%	0	47	18	55 2.9%
④方針未定(検討中・未着手等)	574 33.0%	13	395	166	716 37.1%
計	1,737 100.0%	141 8.1%	1,260 72.5%	336 19.3%	1,928 100.0%

※ 「財政的支援を行っている法人」とは、地方公共団体が貸付(長期・短期)、損失補償・債務保証を行っている第三セクター等及びすべての地方三公社である。

※ 複数の地方公共団体が財政的支援を行っている法人については、重複して計上している。

※ 端数処理により、計と内訳が一致しない項目がある。

第三セクター等の経営の現状

対象：地方公共団体が財政的支援を行っている1,737法人

(平成26年5月末日現在・「第三セクター等の抜本的改革に係る取組状況調査」より。)

○経営状況

(単位：法人数)

	法人数	経常赤字法人数 (※1)	実質的な赤字法人数 (※2)	債務超過法人数 (※3)	実質的な債務超過法人数 (※4)	資産・債務の実情不明の法人数 (※5)
都道府県・指定都市	449	137	211	40	73	159
市区町村	1,288	515	667	131	279	582
計	1,737	652	878	171	352	741

※1 決算上、経常赤字である法人数(平成25年度決算(調査時に平成25年度決算が出ていない場合には同決算見込)。以下同じ。)

※2 地方公共団体からの補助金を収入から除いた場合に、決算上、経常赤字となる法人数。

※3 決算上、債務超過である法人数。

※4 資産を時価評価した場合に、決算上、債務超過となる、又はその可能性が高い法人数。

※5 資産を時価評価した場合に、決算上、資産超過となるか債務超過となるか分からない法人数。

○近年の短期貸付金の推移

(単位：億円)

	短期貸付金		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
都道府県・指定都市	4,398.6	4,214.8	3,842.2
市区町村	1,019.6	933.3	718.4
計	5,418.2	5,148.1	4,560.6

※ 平成26年度分は平成26年4月1日～同年5月31日までの額(当該期間内の最大値)。

第三セクター等のあり方に関する研究会（平成25年度）

1 設立の趣旨

平成25年度で第三セクター等の抜本的改革を集中的に推進する期間が終了する一方で、未だに第三セクター等に係る財政的なりスクが残存しており、また、第三セクター等改革推進債の延長を希望する地方公共団体が複数存在する状況を踏まえて、「第三セクター等のあり方に関する研究会」を設置し、以下の点をはじめとする平成26年度以降の第三セクター等のあり方について、有識者の意見を伺いながら検討を行うこととする。

①これまでの抜本的改革に係る取組の評価・分析と今後の必要性等を検討

➡ 平成26年度以降の抜本的改革の推進やその手段としての第三セクター等改革推進債の取扱いについての考え方を示す

②平成26年度以降の第三セクター等の経営のあり方について検討

➡ 平成26年度以降の第三セクター等のあり方等に係る考え方を示す（現行指針は平成25年度まで）

2 委員名簿（五十音順、敬称略）

蛸子 准吏 北海道大学大学院教授

小西 砂千夫 関西学院大学大学院教授

杉本 茂 日本公認会計士協会経営研究調査会再生支援専門部会専門部会長

辻 琢也 一橋大学大学院教授

橋本 勇 弁護士

藤波 匠 日本総合研究所主任研究員

堀場 勇夫 青山学院大学教授

松本 正一郎 日本公認会計士協会公会計委員会地方公共団体監査専門部会専門部会長

宮脇 淳 北海道大学大学院教授（座長）

望月 正光 関東学院大学教授

3 スケジュール等

○平成25年7月以降、毎月1回程度研究会を開催し（全7回）、平成26年3月に報告書を取りまとめる。

○第3回研究会（平成25年9月開催）において、第三セクター等の抜本的改革に係る方向性（上記①）について中間的な取りまとめを行う。

4 総務省の対応

①第三セクター等改革推進債の経過措置（地方財政法改正）

本研究会の中間的な取りまとめを踏まえて、平成25年度中に抜本的改革に着手した地方公共団体について、平成28年度まで起債を可能とする経過措置を講じるための地方財政法改正案を第186回通常国会に提出（平成26年3月20日成立、平成26年4月1日施行）。

②第三セクター等への関与等に係る指針の策定

本研究会の最終的な報告書や第24回経済財政諮問会議（平成25年11月29日開催）において了解された政府としての方針等を踏まえて、平成26年度以降に第三セクター等の改革を加速するための経営健全化の手順や留意点等について取りまとめた新たなガイドラインを平成26年度に策定予定。

総務大臣通知及び「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」の概要①

総務大臣通知及び「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」(平成26年8月5日付総務大臣通知)の基本的な考え方

- 総務省が平成21年度から取り組んでいる第三セクター等の抜本的改革の全国的な推進は、当初の予定どおり平成25年度末で終了。
- 平成26年度以降、地方公共団体は第三セクター等に対して、徹底した効率化と経営健全化を始めとした適切な関与を行うことが必要。
 - ・ 経営状況や地方公共団体の財政的リスク等については、継続的に把握・評価するとともに、議会・住民に対する説明が必要。
 - ・ 経営状況等を把握・評価した結果、悪化が判明した場合には、速やかに抜本的改革を含む経営健全化に取り組むことが必要。
- 人口減少・少子高齢化等、現下の社会経済情勢を踏まえ、公共部門への民間の資金・ノウハウの導入が可能であり、地方公共団体の区域を超えた活動が機動的、弾力的に可能などの長所を持つ第三セクター等を適切に活用し、地方の創生、地域の元気創造と経営健全化の両立を図ることも重要。

「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」の主な内容

○地方公共団体の第三セクター等への関与

- ・ 地方公共団体は、第三セクター等の経営状況や財政的リスク等について、継続的に実態を把握することが必要。
- ・ 地方公共団体は、第三セクター等の経営悪化等が判明した場合には、速やかに経営健全化に取り組むことが必要。
- ・ 地方公共団体は、第三セクター等の徹底した効率化(役職員数・給与等の見直し)、経営責任の明確化、人材確保等に取り組むことが重要。
- ・ 地方公共団体からの財政的支援は、地方公共団体が負担することがやむを得ない経費についてのみ行うべきであり、また、行う場合でも、将来的に負担が生じる可能性がある手法(損失補償等)は採るべきではない。

○抜本的改革を含む第三セクター等の経営健全化

- ・ 第三セクター等の経営悪化や高水準の財政的リスク等が認められる場合は、地方公共団体は抜本的改革を含む経営健全化に取り組むことが必要(経営健全化に取り組むべき基準、採算性の判断基準、検討フローチャート、経営健全化に取り組む際の留意事項等を明示。)

○第三セクター等の設立

- ・ 地方公共団体は、第三セクター等の設立に当たり、事業の意義、将来見通し等について検討を行うとともに、公・民の責任分担のあり方や存続する条件等について、あらかじめ決定しておくことが必要。
- ・ 安定的な経営継続が可能な規模の資本の確保、地方公共団体の信用力に依存しない自立的な資金調達等についても留意するべき。

○第三セクター等の活用

現下の社会経済情勢等を踏まえれば、第三セクター等が有する以下のような長所を踏まえ、これまで以上に地域の再生や活性化に取り組む事業主体として、有効に活用することが望ましい。

- ・ 地方公共団体の圏域を超えた活動
- ・ 民間企業の立地が期待できない地域における事業実施
- ・ 公共性、公益性が高い事業の効率的な実施

○その他

- ・ 経営健全化等の取組を行う際には、都道府県・関係府省の支援が重要。総務省が提供する先進事例も参考として、適切な取組が必要。

総務大臣通知及び「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」の概要②

第三セクター等破たん時の財政的リスクの認識方法

別紙1

1. 債権・出資金の放棄額

地方公共団体にとって当該年度の財源は不要であるが資産が減少するものである。

① 長期貸付金	<input type="text"/>		
② 出資金	<input type="text"/>	計	<input type="text"/> α

2. 当該年度に財源を要する財政的リスク

破たん時(破たん年度)に地方公共団体が負担する可能性がある財政的リスクである。

① 損失補償・債務保証	<input type="text"/>		
② 短期貸付金	<input type="text"/>	計	<input type="text"/> β

$$\beta \text{ (赤字)} \text{ / } \text{標準財政規模} = \text{赤字率}$$

3. 財源が手当てできない可能性がある財政的リスク

上記β から第三セクター等による弁済や財源充当が可能なものを控除したもの。地方公共団体にとって財源手当てができない場合には実質赤字額となる可能性があるものである。

① 第三セクター等の弁済可能額(※)	<input type="text"/>		
② 地方公共団体の財政調整基金額	<input type="text"/>	計	<input type="text"/> γ

$$\beta - \gamma = \delta \text{ (実質赤字額)} \text{ / } \text{標準財政規模} = \text{実質赤字率}$$

※破たん時に弁済可能なもののみ(預貯金や速やかな売却可能な資産(時価額)のみ)。なお、土地等については破たん時に適切な価格で売却できないリスクを考慮。

4. 将来的なリスクを見込んだ財政的リスク

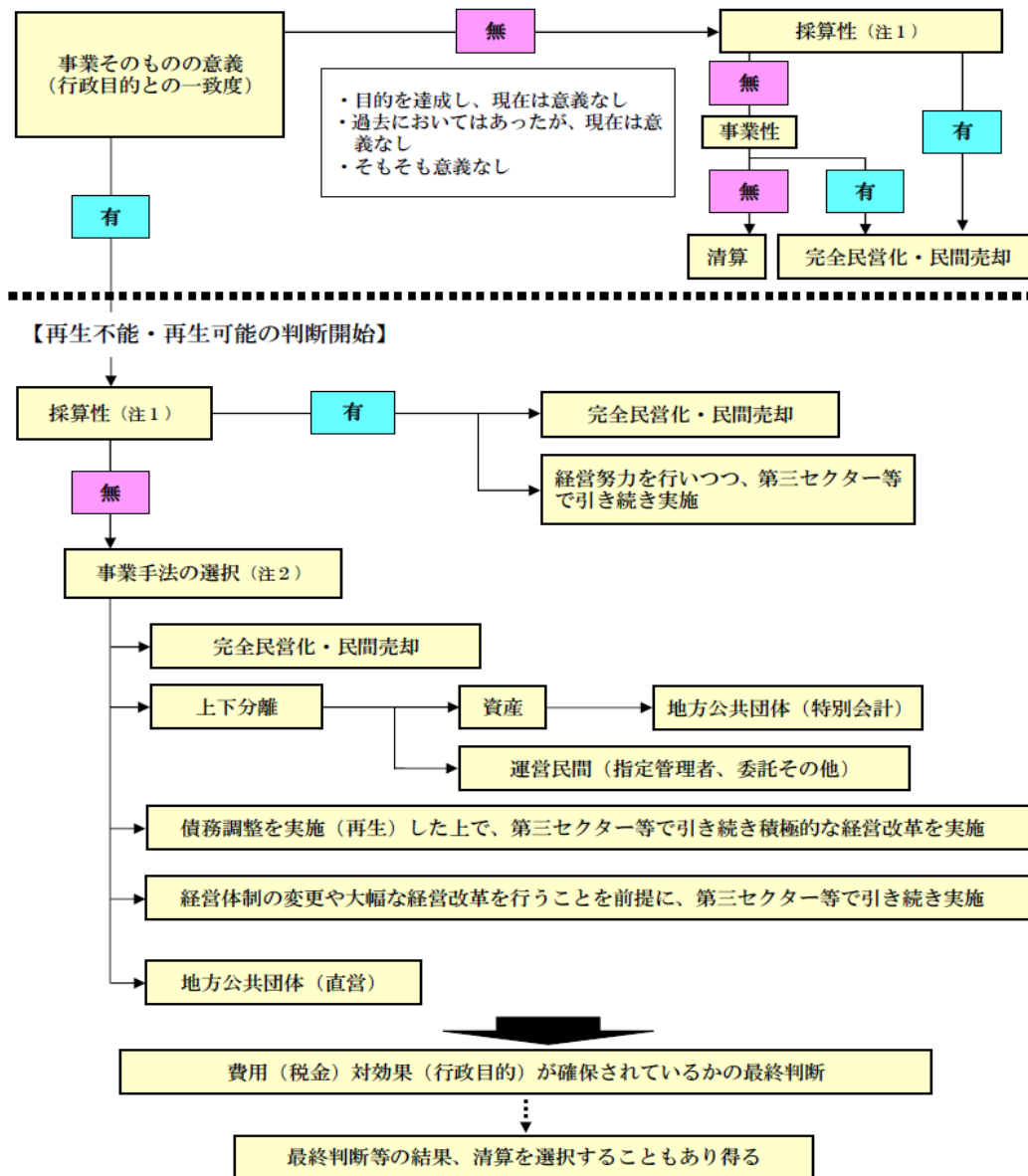
現在の財政的リスクに今後の赤字見込額や金利増加額を加算したもの。将来的に地方公共団体が負担する可能性がある(場合によっては実質赤字となる可能性がある)財政的リスクである。

$$\delta + \text{毎年度の赤字見込額合計} + \text{毎年度の金利負担額合計(金利上昇の場合も想定)} + \text{資産価値下落見込額} = \text{将来的な財政的リスク} \text{ / } \text{標準財政規模} = \text{将来的赤字率}$$

※長期貸付金のうちN年度までの返済を見込んでいる場合には必要に応じて赤字見込額に含めるべきである。

別紙2

【抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート】



(注1) 採算性の判断に当たっては、基本的に、指針第3を参照のこと。

(注2) 地方公共団体が、補助金を投入する前提で事業手法の選択を行うべきではない。ただし、性質上第三セクター等の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該第三セクター等の事業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費等に限って、補助金を投入することもあり得る。

今後の第三セクター等の経営健全化の取組について

- 第三セクター等に係る地方公共団体の財政的リスクや経営健全化取組状況等について把握し、抜本的改革を含む経営健全化に係る助言や情報提供等を行う。

<取組の方向性>

- 5年間の全国的な抜本改革において、相当の成果があったことを踏まえ、総務大臣要請や「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」等に基づく不断の経営健全化を推進する。
- 財政的リスクへの対応や抜本的改革を含む経営健全化の取組状況について継続的に調査を行い、調査結果に応じて、今後、個別・具体的な助言や情報提供等を行う。客観的な財政的リスクや、経営健全化に係る取組等について、状況に応じて個別・具体的に公表することも含めて検討する。
- 地方公共団体や第三セクター等の実情を踏まえ、必要な支援のあり方等について、継続的に検討を行う。

<現在・当面の取組状況>

- 地方公共団体向けの会議やヒアリング等において、総務大臣要請や「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」等の内容を説明するとともに、経営健全化に取り組むこと継続的に要請。
- 第三セクター等改革推進債(経過措置)の適切な運用、経営アドバイザーの派遣等を通じて、地方公共団体の経営健全化の取組を支援。
- 「第三セクター等の状況に関する調査結果」(平成25年決算分)を、平成27年1月9日に公表し、全国的な経営状況等を周知したところ。その中で、財政的リスクが特に高い法人等については、より詳しい状況を調査し、必要な対応を検討していく。

※ 財政的リスクに対応困難でありながら、改革・経営健全化に取り組んでいない地方公共団体や、財政的リスクを十分に把握できていない地方公共団体等に対しても、総務省として、経営健全化等の取組を強く促すとともに、改革に係る手法や先行事例の紹介、専門家の紹介等、必要な助言・情報提供等に取り組むことにより、地方公共団体の取組を支援する。